

現代経営法研究（概要）

The Study for Present Management Law

天 野 弘
Hiroshi AMANO

I 経営法という概念について

斯国の大学経済学部においては、古くから「経済法」という講座が存在していたが、戦後に登場した経営学部において「経営法」という講座が開講されるようになったのは、つい最近のことではないのである。

そうして経済法という講座は、「独占禁止法」という実定法にとづくものであるが、経営法においては特定の実定法にもとづくものでもなく、したがってその定義づけは必ずしも一義的ではないのである。

筆者の調査にもとづく限り、各大学における経営法のシラバスについても各種各様の観があるが、その最大公約数にもとづけば、経営法の「総論」としては、斯国の民法・商法を基調にした、経営側の立場からする諸問題の研究ということに尽き、また「各論」としては、(イ)一般企業経営、(ロ)銀行経営、(ハ)医療法人経営、(ニ)宗教法人経営、最後に(ホ)学校法人経営という、各分野における個別的研究として区分されるのである。

II 学校法人経営における最近の問題点

本研究においては、前記I記載の各論における「学校法人経営」につき、筆者が過去15年間にわたって収集した資料にもとづき、若干の提言と裏付けにおよばせていただいた。

その骨子は、既に指摘されているとおり近時の18才人口の減少により私立大学は、遠からずその経営に破綻を生じる可能性があるが、それはそれとして適切な対応により各自の「生き残り策」が講ぜられるべきであることは多言を要しない。

現に、筆者が所属する本学経営学部・経営学科においても、平成10年度一般入試では、受験生の前年比約51パーセント減という事態を招来せしめたが、遅々として進まない同学科大学院設立の懸案とともに、この大問題につき特設の対策もこころみられないままに放置されている観があり、これを端的に表現すれば、いわゆる「企業努力不足」という評価に値しよう。

それはそれとしてこの受験生「激減対策」については、大学受験生に「魅力」を与える学部改革が必要であるが、そこにいわゆる(イ)受験生にとっての「魅力」とは何か、ついで(ロ)それに対して文部省はどのように呼応しようとしているの

かが、先ず問われなければならない問題である。

Ⅲ 大学受験生の有する意識と、これに呼応する文部省の方針

文部省が1995年度に、全国300大学と1万人の学生を対象にして実施した「学生の意識・要望」調査によれば、現状では大幅に不足している「専門教育や資格・就職に役立つカリキュラムの充実」が希望のトップを占め（朝日・1996. 2. 17記事）、さらに最近の大学受験生の最大の関心事は、「進学後の大学における資格取得の可能性の有無」ということであり（日経・1997. 12. 20記事）、これに呼応するかのようにならぬに、文部省は今後の大学院の一形態として、1年間で修士号の取れる「ビジネススクールの大学院」の新設を提案するにいたっているのである（朝日・1997. 11. 1記事）。

古くから、本邦の特に文科系学部においては、きわめて抽象的かつ高踏的な議論をもって学部の講座を支配しようとするかのような傾向がうかがわれたが、これは斯国の大学教育の有した大きな欠陥であったとすら称し得るのである。

またそれでは現在の大学受験生の意識に遠くかけ離れるものでしかなく。この古い態勢を維持し続ける限り、今後における受験生の一層の減少を防げることはできないのである。

現在の大学受験生の社会情勢に対する反応はかなり敏感であり、そうしてその認識はきわめて的確であるようにうかがわれ、したがって「受験生の要望に沿ったカリキュラムへの変更」と、それにともなう「学部の改革」、さらには文部省の提案にかかる「1年修士のビジネススクールの大学院」の新設等により、本学経営学部・経営学科の「生き残り策」が図られるべきもののように考えるのである。

なお学校法人経営法の「総論」に関する部分、すなわち学生事情の変更にともなう「経営の縮小」、「合併」、「減資」等の一般的な手続については、「概要」の記載からは省略させていただき、本研究の本文をご参照いただければ幸甚です。